

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

宅建業者の免許申請等に係る手数料・閲覧制度、及びレインズ等に関する
宅建業法ガイドライン等の改正について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添
資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び
宅地建物取引業法施行規則並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の
考え方の一部改正について（令和6年6月28日 国不動第31号）
(2) (別紙1) 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方新旧対照条文
(令和6年7月1日施行)
(3) (別紙2) " 新旧対照条文（令和7年1月1日施行）
(4) (別紙3) " 新旧対照条文（令和7年4月1日施行）
(5) (別添1) 宅地建物取引業法施行令新旧対照表／地方公共団体の
手数料の標準に関する政令新旧対照表
(6) (別添2) 宅地建物取引業法施行規則 新旧対照表
※(2)から(6)は全住協HPにも掲載。
2. 参考HP (1) 宅地建物取引業法 法令改正・解釈について（国交省HP）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000268.html
(2) 宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について（国交省HP）
[https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudou
san_kensetsugyo_const_tk3_000001_00062.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudou
san_kensetsugyo_const_tk3_000001_00062.html)
3. 問合せ先 (一社) 全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611 以 上

業界団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法施行規則並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「改正法」という。）により、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第10条に基づく宅地建物取引業者名簿及び宅地建物取引業者の免許申請等に係る書類の閲覧制度について、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会。以下「工程表」という。）においてデジタル完結を基本とするとされていること等を踏まえ、購入者等による適切な宅地建物取引業者の選定に資する必要十分な情報について公開する観点から見直しが行われた。改正法は令和7年4月1日から施行される。

また、工程表では、標識に掲示する情報についても、情報を公開することの公共の利益と当事者のプライバシーの保護とのバランスが図られるよう、規制の趣旨・目的に照らした見直しを行うこととされている。

さらに、平成28年から指定流通機構が運営するレイنزにおいて実装されているステータス管理機能については、令和7年1月から、その実効性を確保するため、売主が利用しやすいよう改善した新たなシステムの運用開始が予定されている。

以上を踏まえ、改正法の施行に伴い、「宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第238号）」及び「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第70号）が令和6年6月28日に公布され、令和7年4月1日（一部の規定については、令和7年1月1日）から施行される。

また、これらを踏まえ、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国総動発第3号）についても所要の規定の整備を行い、令和7年4月1日（一部の規

定については、令和6年7月1日及び令和7年1月1日)から施行する。

これに伴い、下記のとおり通知するので、貴団体におかれては、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知・徹底を図られたい。

記

1. 宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）等の改正

改正法による法第10条の閲覧制度の見直しを受け、宅地建物取引業者の免許等の申請のオンライン化及び閲覧制度のデジタル化により、地方整備局及び都道府県の事務の合理化を図ることを予定しているところ。

これを踏まえ、オンラインによる申請に係る事務処理時間や物価変動等を考慮し、国土交通大臣に対する宅地建物取引業の免許の更新に係る申請をオンラインにより行う場合の手数料の額を、26,500円とすることとした。（宅地建物取引業法施行令第2条関係）

また、都道府県知事に対する宅地建物取引業の免許等に係る申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の標準となる額を26,500円とすることとした。（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表60の項関係）

その他、改正法による法の規定の整理に伴い、宅地建物取引業法施行令について、所要の規定の整備を行った。

なお、これらの改正については、令和7年4月1日から施行する。

2. 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）の改正

(1) 改正法を踏まえた閲覧等関係規定の改正

改正法では、法第10条により一般の閲覧に供されることとされていた宅地建物取引業者による免許の申請等に係る書類から、購入者等による宅地建物取引業者に関する適切な選択に及ぼす影響が極めて少ないと考えられる資料を除く等の措置を講ずることとされ、所要の法の規定の整理が行われた。

これに伴い、所要の規定の整理を行うとともに、引き続き法第10条による閲覧の対象とされた法人の役員及び政令で定める使用人等の略歴書の様式について、個人のプライバシーの保護の観点から、「住所」「電話番号」「生年月日」を記入する欄を削除し、宅地建物取引業の免許申請書の添付書類として、別途、代表者等の連絡先に関する調書を設け、これらの事項を記入することとした。（第1条の2等関係）

併せて、個人のプライバシーの保護の観点から、従業者名簿の記載事項から「性別」及び「生年月日」を削ることとした。（第17条の2関係）

また、改正法により、宅地建物取引業者名簿の記載事項から「事務所ごとに置かれる専任の宅地建物取引士の氏名」が除かれたことを踏まえ、宅地建物取

引業者が掲げる標識の記載事項から「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名」を削ることとした。さらに、事務所に掲げる標識においては、「事務所の代表者（政令で定める使用人）の氏名」及び「事務所に置かれる専任の宅地建物取引士の人数」を記載することとした。（別記様式第9号等関係）

なお、宅地建物取引業者がその事務所等に掲げる標識の記載事項を自らのウェブサイト等において掲載することは、宅地建物取引業者と取引しようとする者の利益の保護に資することから、これを積極的に行うことが望ましい。

その他、所要の改正を行った。

なお、これらの改正については、令和7年4月1日から施行する。

（2） 指定流通機構に係る改正

ステータス管理機能については、令和7年1月1日以降、指定流通機構におけるシステム改修により、売主がステータス確認画面にアクセスしやすくなるよう、法第34条の2第6項の規定により宅地建物取引業者が交付する登録証明書に、QRコードを掲載することを予定している。

今般、ステータス管理機能の実効性を確保し、宅地建物取引業者に媒介を依頼した者の利益を保護するため、ステータス管理機能に係る事項についても、法第34条の2第5項に基づき、宅地建物取引業者が指定流通機構に登録しなければならないとされている事項として位置付けることとした。（第15条の11関係）

なお、本改正については、令和7年1月1日から施行する。

（3） その他の改正

信託会社、信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社が宅地建物取引業を営もうとするときに国土交通大臣に届け出ることとされている届出書の記載事項及びその添付書類並びにこれらの者が掲げる標識について、（1）による改正と整合するよう、所要の改正を行った。（第31条等関係）

なお、本改正については、令和7年4月1日から施行する。

3. 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の改正

改正法及び上記1. 及び2. の改正等を踏まえ、別紙1から3のとおり改正を行った。

なお、別紙1については、令和6年7月1日から、別紙2については、令和7年1月1日から、別紙3については、令和7年4月1日から施行する。

以 上

○宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

【令和6年7月1日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第34条の2関係 （略） 1～8 （略）</p> <p>9 指定流通機構への成約情報の通知について 宅地建物取引業者は、<u>専属専任媒介契約又は専任媒介契約に基づき指定流通機構に登録した物件について契約が成立したときは、法第34条の2第7項及び規則第15条の13の規定により、当該指定流通機構に取引価格を含む成約情報を通知しなければならないこととされているところ、成約情報は、媒介価額の評価を行う際の参考として宅地建物取引業者に提供され、さらに指定流通機構が公表している平均取引価格等の市況情報の基になるものであり、不動産流通の円滑化に極めて重要な役割を果たしている。</u> <u>宅地建物取引業者は、こうした成約情報の通知の重要性や、通知を怠った場合には法第34条の2第7項に違反することとなるという点を十分に認識し、通知義務の履行を徹底すること。</u> <u>また、一般媒介契約の場合も、指定流通機構に登録した物件については、契約が成立した場合において、当該指定流通機構の定める規程等に従い、成約情報を通知すること。</u></p> <p>11・12 （略）</p> <p>第46条第4項関係 デジタルサイネージを活用した報酬の額の揭示について <u>書面ではなく、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した揭示についても、以下の要件を満たす場合には、書面による揭示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第46条第4項の規定による報酬の額の揭示義務を果たすものと考えて差し支えない。</u> <u>(1) 宅地建物取引業者の営業時間内その他の公衆が必要なときに報酬の</u></p>	<p>第34条の2関係 （略） 1～8 （略）</p> <p>9 指定流通機構への成約情報の通知について 指定流通機構が公表している平均取引価格等の市況情報は、宅地建物取引業者が指定流通機構に通知する成約情報に基づき作成され、不動産流通の円滑化に重要な役割を果たしている。<u>宅地建物取引業者はこうした成約情報の通知の重要性を認識し、通知義務の履行を徹底すること。また、一般媒介契約等に基づき指定流通機構に登録した物件について契約が成立したときにも、成約情報の通知に努めること。</u></p> <p>11・12 （略）</p> <p>（新設）</p>

額を確認できるものであること。

(2) 当該デジタルサイネージ等において報酬の額を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。

第50条第1項関係

デジタルサイネージを活用した標識の掲示について

書面ではなく、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、以下の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第50条第1項の規定による標識（宅地建物取引業者票）の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。なお、標識の様式については、規則別記様式第9号から別記様式第11号の3まで及び別記様式第27号から別記様式第30号までによることに留意する必要がある。

(1) 宅地建物取引業者の営業時間内その他の公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。

(2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。

(3) 規則別記様式第11号及び別記様式第30号については、宅地建物取引業者の営業時間内のみならず営業時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、標識を設置する場所が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、営業時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、営業時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

(新設)

○宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

【令和7年1月1日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第34条の2関係 （略）</p> <p>1 依頼者への周知について 依頼者への周知については、特に次の点について注意を喚起することとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 宅地建物取引業者が依頼物件を指定流通機構に登録した場合は、当該宅地建物取引業者から指定流通機構が発行する登録済証（以下「登録証明書」という。）の交付を受けることにより登録されたことを確認するとともに、<u>レインズ（指定流通機構が運営する宅地建物取引業者間の物件情報交換システムをいう。以下同じ。）のステータス管理機能を通じて当該依頼物件に係る取引の申込みの受付に関する状況等の最新の登録内容を確認すること。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 指定流通機構への登録等について (1) <u>登録証明書の交付時における説明等について</u> 宅地建物取引業者は、<u>指定流通機構に物件を登録したときは、登録証明書を交付する際に、レインズのステータス管理機能を通じて当該物件に係る取引の申込みの受付に関する状況等の最新の登録内容が確認できることに関し、依頼者に対して分かりやすく説明を行うことが望ましい。</u> なお、<u>宅地建物取引業者が専属専任媒介契約及び専任媒介契約に基づき指定流通機構に登録した物件について、当該物件に係る取引の申込みの受付に関する状況等の登録内容が事実と異なるときは、法第65条第1項の指示処分の対象となる。</u></p>	<p>第34条の2関係 （略）</p> <p>1 依頼者への周知について 依頼者への周知については、特に次の点について注意を喚起することとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 宅地建物取引業者が依頼物件を指定流通機構に登録した場合は、当該宅地建物取引業者から指定流通機構が発行する登録済証の交付を受けること等により、<u>登録されたことを確認すること。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 指定流通機構への<u>成約情報の通知</u>について （新設）</p>

(2) 成約情報の通知について

(略)

1 1 ・ 1 2 (略)

(新設)

(略)

1 1 ・ 1 2 (略)

○宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

【令和7年4月1日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第4条第1項第2号、第3号及び第5号等関係 免許申請書等における旧姓使用の取扱いについて</p> <p>免許申請書、法第4条第2項に規定する添付する書類、宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書、宅地建物取引業者免許証再交付申請書、<u>変更届出書、営業保証金供託済届出書及び法第50条第2項の規定に基づく届出書</u>（以下「免許申請書等」という。）の記載事項のうち、法人の代表者及び役員、免許を受けようとする個人、政令で定める使用人並びに専任の宅地建物取引士の氏名における旧姓併記又は旧姓使用については、旧姓併記又は旧姓使用を希望する者については、免許申請書等に旧姓を併記又は旧姓を使用してよいこととする。旧姓が併記された免許証の交付を受けた日<u>又は変更届出書が受理された日</u>以降は、旧姓併記又は旧姓使用を希望する者については、宅地建物取引業者票の記載事項のうち<u>代表者氏名及び政令で定める使用人（事務所の代表者）の氏名</u>については旧姓を併記することとし、法第34条の2、第35条及び第37条に基づき交付する書面については旧姓を併記又は旧姓を使用してもよいこととする。</p> <p>また、法第34条の2、第35条及び第37条の規定に基づき交付する書面に記載する代表者及び政令使用人と宅地建物取引士が同一人物の場合は、いずれも旧姓併記、旧姓使用又は現姓使用として表記を統一す</p>	<p>第4条第1項第2号、第3号及び第5号等関係 免許申請書等における旧姓使用の取扱いについて</p> <p>免許申請書、法第4条第2項に規定する添付する書類、宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書、宅地建物取引業者免許証再交付申請書、<u>宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書、営業保証金供託済届出書及び法第50条第2項の規定に基づく届出書</u>（以下「免許申請書等」という。）の記載事項のうち、法人の代表者及び役員、免許を受けようとする個人、政令で定める使用人並びに専任の宅地建物取引士の氏名における旧姓併記又は旧姓使用については、旧姓併記又は旧姓使用を希望する者については、免許申請書等に旧姓を併記又は旧姓を使用してよいこととする。旧姓が併記された免許証の交付を受けた日以降は、旧姓併記又は旧姓使用を希望する者については、宅地建物取引業者票の記載事項のうち、<u>代表者氏名</u>については旧姓を併記することとし、法第34条の2、第35条及び第37条に基づき交付する書面については旧姓を併記又は旧姓を使用してもよいこととする。<u>また、宅地建物取引業者票の記載事項のうち、専任の宅地建物取引士の氏名については、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書が受理された日以降は、旧姓を併記又は旧姓を使用してもよいこととする。なお、宅地建物取引業者票に記載される代表者と専任の宅地建物取引士が同一人物の場合、いずれも旧姓併記又は現姓使用として表記を統一するか、代表者の氏名を旧姓併記とし、専任の宅地建物取引士を旧姓使用又は現姓使用とすること。政令使用人については、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書が受理された日以降は、法第34条の2、第35条及び第37条に基づき交付する書面については旧姓を併記又は旧姓を使用してもよいこととする。</u></p> <p>また、法第34条の2、第35条及び第37条の規定に基づき交付する書面に記載する代表者及び政令使用人と宅地建物取引士が同一人物の場合は、いずれも旧姓併記、旧姓使用又は現姓使用として表記を統一す</p>

るか、どちらかを旧姓併記とし、もう一方を旧姓使用又は現姓使用とすること。

ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。

第4条第2項第8号関係

1～3 (略)

4 「必要と認める書類」について（規則第1条の2第3項関係）

規則第1条の2第3項に規定する「必要と認める書類」は、同条第1項第1号の法第3条第1項の免許を受けようとする者及び政令で定める使用人に係る次の(1)又は(2)とする。

(1)・(2) (略)

第9条関係

1 変更の届出の処理について

(略)

2 変更の届出に係る添付書類について

法第9条の規定により変更の届出をしようとする者が、同条第2項において準用する法第4条第2項の規定により添付する書類は、当該届出事項に関して既に免許行政庁に提出されている書類の内容に変更があるものであり、具体的には次のとおりである。

(1) その変更が法人の役員の増員又は交代に係るものであるときは、誓約書並びに新たに役員となる者に係る略歴書、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書（以下「身分証明書」という。）及び代表者等の連絡先に関する調書

(2) その変更が政令で定める使用人の増員又は交代に係るものであるときは、誓約書並びに新たに政令で定める使用人となる者に係る略歴書、身分証明書及び代表者等の連絡先に関する調書

(3) その変更が専任の宅地建物取引士の増員又は交代に係るもので

るか、どちらかを旧姓併記とし、もう一方を旧姓使用又は現姓使用とすること。

ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。

第4条第2項第4号関係

1～3 (略)

4 「必要と認める書類」について（規則第1条の2第3項関係）

規則第1条の2第3項に規定する「必要と認める書類」は、免許申請者及び政令で定める使用人に係る次の(1)又は(2)とする。

(1)・(2) (略)

第9条関係

変更の届出の処理について

(略)

(新設)

あるときは、専任の宅地建物取引士設置証明書及び新たに専任の宅地建物取引士となる者に係る略歴書

(4) その変更が事務所の新設又は移転に係るものであるときは、事務所を使用する権原に関する書面並びに事務所付近の地図及び事務所の写真並びに当該事務所に係る(2)又は(3)の書類

なお、その変更が法人の役員又は政令で定める使用人に係るものであるときは、宅地建物取引業者に対し、新たに当該法人の役員又は政令で定める使用人となる者に係る「第4条第2項第8号関係4」に掲げる書類の提出を求めることとする。

第10条関係

閲覧制度の運用について

本条の閲覧制度の趣旨は、宅地建物取引業者名簿及び特定書類を一般の閲覧に供することによって、宅地建物取引業者の事業の状態に関する情報を提供し、宅地建物取引業者と取引する相手方や取引の関係者が、当該宅地建物取引業者の免許の有無、事業規模等を把握し、適切な宅地建物取引業者を選定することができる措置を講ずることにあり、一度に大量の宅地建物取引業者について閲覧申請が行われるなど、当該趣旨を逸脱するような目的外利用が想定される場合にまで閲覧させなければならぬとするものではなく、こうした場合において地方整備局長等は閲覧申請を拒否することができるものと解される。

地方整備局長等は、閲覧を希望する者からの閲覧申請を電子情報処理組織を使用する方法により受け付けた場合において、上記の趣旨に照らして閲覧申請が適当と認めるときは、宅地建物取引業者名簿及び特定書類に係る電磁的記録に記録されている事項を、電子情報処理組織を使用して閲覧を希望する者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法により、閲覧させるものとする。

なお、閲覧所における閲覧については、書面による方法のほか、宅地建物取引業者名簿及び特定書類に係る電磁的記録を閲覧所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法で行うこととしても差し支えないもの

(新設)

とする。

第48条第3項関係

1 従業者名簿の記載事項等について（規則第17条の2第1項第1号関係）

（略）

2・3 （略）

第50条第1項関係

1 専任の宅地建物取引士の数の記載方法について

事務所に掲示する宅地建物取引業者票の記載事項のうち「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」については、当該事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数について変更があった場合のみ変更することとし、当該変更に伴い提出する専任の宅地建物取引士設置証明書に記載された「宅地建物取引業に従事する者の数」と同じ数を記載することとする。

2 デジタルサイネージを活用した標識の掲示について

（略）

第48条第3項関係

1 従業者名簿の記載事項等について（規則第17条の2第1項第2号関係）

（略）

2・3 （略）

第50条第1項関係

（新設）

デジタルサイネージを活用した標識の掲示について

（略）

○ 宅地建物取引業法施行令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正	現行
<p>(手数料)</p> <p>第二条 法第三条第六項の<u>手数料の額は、三万三千元</u>(同条第三項の<u>免許の更新の申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合に</u>あつては、<u>二万六千五百円</u>)とする。</p> <p>2 前項の<u>手数料は、国土交通省令で定めるところにより、収入印紙をもつて納付しなければならない。</u></p> <p>(法第四条第一項第二号等の政令で定める使用人)</p> <p>第二条の二 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号及び第四号、<u>第五条第一項第十二号及び第十三号、第六十五条第二項第七号及び第八号並びに第六十六条第一項第三号及び第四号</u>の政令で定める使用人は、<u>宅地建物取引業者の使用人で、宅地建物取引業に</u>関し第一条の二に規定する事務所の代表者であるものとする。</p>	<p>(免許手数料)</p> <p>第二条 法第三条第六項に規定する<u>免許手数料の額は、三万三千元</u>とする。</p> <p>2 前項の<u>免許手数料は、国土交通省令で定めるところにより、収入印紙をもつて納付しなければならない。</u></p> <p>(法第四条第一項第二号等の政令で定める使用人)</p> <p>第二条の二 法第四条第一項第二号及び第三号、<u>第五条第一項第十二号及び第十三号、第八条第二項第三号及び第四号、第六十五条第二項第七号及び第八号並びに第六十六条第一項第三号及び第四号</u>の政令で定める使用人は、<u>宅地建物取引業者の使用人で、宅地建物取引業に</u>関し第一条の二に規定する事務所の代表者であるものとする。</p>

改正

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下「標準事務」という。)は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの(以下「手数料を徴収する事務」という。)は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務として、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下「標準事務」という。)は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの(以下「手数料を徴収する事務」という。)は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務として、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇五十九 (略)		
六十 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三條第一項及び第三項並びに第六條の規定に基づく宅地建物取引業の免許に関する事務	1 宅地建物取引業法第三條第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	三万三千元(当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円)

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇五十九 (略)		
六十 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三條第一項及び第三項並びに第六條の規定に基づく宅地建物取引業の免許に関する事務	1 宅地建物取引業法第三條第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	三万三千元

六十一〜百八 (略)	2 宅地建物取引業法第 三条第三項の規定に基 づく宅地建物取引業の 免許の更新の申請に対 する審査	三万三千元(当 該申請を情報通 信技術を活用し た行政の推進等 に関する法律第 六条第一項の規 定により同項に 規定する電子情 報処理組織を使 用する方法によ り行う場合にお ける当該申請に 係る審査にあつ ては、二万六千 五百円)

備考

一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。

六十一〜百八 (略)	2 宅地建物取引業法第 三条第三項の規定に基 づく宅地建物取引業の 免許の更新の申請に対 する審査	三万三千元

備考

一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。

改正後

(添付書類)

第一条の二 法第四条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。

一 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に同じの行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。）及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二～四 (略)

五 法人である場合においては、相談役及び顧問の略歴を記載した書類

六 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に限る。）においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）の略歴を記載した書類

七 事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書類

八 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてはその役員）及び令第二条の二で定める使用人の氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先を記載した書面

九～十二 (略)

改正前

(添付書類)

第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。

一 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に同じの行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。）以下この条において「免許申請者」という。）及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二～四 (略)

五 免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

六 法人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

七 個人である場合においては、資産に関する調査

(新設)

八～十一 (略)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第三条第一項の免許を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

3 国土交通大臣及び都道府県知事は、法第三条第一項の免許を受けようとする者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 法第四条第二項第一号から第五号まで及び第七号並びに第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（削る）

（名簿等の閲覧）

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿及び同条に規定する特定書類を一般の閲覧に供

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者（個人に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

3 国土交通大臣及び都道府県知事は、免許申請者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 法第四条第二項第一号から第三号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（名簿の登載事項）

第五条 法第八条第二項第八号に規定する省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十五条第一項若しくは第三項に規定する指示又は同条第二項若しくは第四項に規定する業務停止の処分があつたときは、その年月日及び内容

二 宅地建物取引業以外の事業を行なっているときは、その事業の種類

（名簿等の閲覧）

第五条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第九条の規定によ

するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 (略)

(変更の手續)

第五条の二 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による変更届出書により行うものとする。

2|| 法第九条第二項において準用する法第四条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める書面は、第一条の二第一項第一号及び第三号から第八号までに掲げる書面とする。

3 (略)

(名簿の訂正)

第五条の三 (略)

(廃業等の手續)

第五条の四 (略)

(指定流通機構への登録事項)

第十五条の十一 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二|| 当該宅地又は建物の取引の申込みの受付に関する状況

三・四 (略)

る変更の届出に係る書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 (略)

(変更等の手續)

第五条の三 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書により行うものとする。

2|| 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3 (略)

(名簿の訂正)

第五条の四 (略)

(廃業等の手續)

第五条の五 (略)

(指定流通機構への登録事項)

第十五条の十一 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(従業者名簿の記載事項等)

第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(削る)

一、四 (略)

2 (略)

3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 (略)

(指定流通機構の指定の公示事項)

第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、第十九条の二の七の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

(信託会社等の届出)

第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一 (略)

二 役員の氏名及び令第二条の二で定める使用人があるときは、そ

(従業者名簿の記載事項等)

第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一、生年月日

二、五 (略)

2 (略)

3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 (略)

(指定流通機構の指定の公示事項)

第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、前条の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

(信託会社等の届出)

第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一 (略)

二 役員の氏名及び住所並びに令第二条の二で定める使用人がある

の者の氏名

三 (略)

四 前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名

五 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四条第二項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに第一条の二第一項各号（第七号及び第十一号を除く。）に掲げる書面

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二・三 (削る)

(略)

ときは、その者の氏名及び住所

三 (略)

四 前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名及び住所（同条第二項の規定により同条第一項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、その氏名）

五 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 事務所について法第三十一条の三第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

三 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

四 相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書面

五 事務所を使用する権原に関する書面

六 事務所付近の地図及び事務所の写真

七 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

八 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

九 宅地建物取引業に従事する者の名簿

十 法人税の直前三年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十一 登記事項証明書

十二・十三 (略)

3 (略)

(権限の委任)

第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十六 (略)

十七 法第七十条第一項の規定により公告し、同条第二項及び第四項の規定により通知し、並びに同条第三項の規定による報告を徴収すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十八・十九 (略)

二十 法第七十八条の三第一項の規定により免許等に関する情報を提供し、及び同条第二項の規定により通知すること。

二十一〜二十三 (略)

二十四 第五条の三の規定により訂正すること。
二十五〜二十七 (略)

2 (略)

3 (略)

(権限の委任)

第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十六 (略)

十七 法第七十条第一項の規定により公告し、及び同条第三項の規定による報告を徴収すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十八・十九 (略)

二十 法第七十八条の三第一項の規定により書類の写しを送付し、及び同条第二項の規定により通知すること。

二十一〜二十三 (略)

二十四 第五条の四の規定により訂正すること。
二十五〜二十七 (略)

2 (略)

添付書類(9)
代表者等の連絡先に関する調査

免許を受けようとする者(法人である場合においては、その役員)		
(フリガナ)氏名	住 所	電 話 番 号
政令第二条の二で定める使用人		
(フリガナ)氏名	住 所	電 話 番 号

・ 上記のとおり相違ありません。
年 月 日 氏名

補 考
この書面は、法第九条の規定により法人の役員又は政令第二条の二で定める使用人の変更の届出をしようとするときは、その届出に係る者についてのみ作成すること。

別記様式第二号添付書類(8)を添付書類(10)とし、同書類の前に次の一書類を加える。

添付書類(8)
略歴書(専任の宅地建物取引士等)

住 所	電話番号() -		
(フリガナ)氏名	生年月日	年 月 日	
職 名	登録番号		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

氏 名

備 考

法第31条の3第2項の規定により同条第1項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、本様式の作成を省略することができる。

別記様式第二号添付書類(6)を次のように改め、同書類を別記様式第二号添付書類(8)とする。

(A4)

添付書類(5)
資産の状況を示す書面

年 月 日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産 現 金 預 金 有 価 証 券 未 収 入 金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計		

備 考

- 1 この書面は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

別記様式第二号添付書類(7)を削り、別記様式第二号添付書類(5)を添付書類(7)とし、添付書類(4)を添付書類(6)とし、添付書類(3)を添付書類(4)とし、同書類の次に次の一書類を加える。

(A4)

添付書類 (3)
略 歴 書

(フリガナ) 氏 名			
職 名		登録番号	
職 歴	期 間	従事した職務の内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

別記様式第二号添付書類(2)の次に次の一書類を加える。

別記様式第三号の四中「第五条の三」を「第五条の二」に、「宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書」を「変更届出書」に改め、「宅地建物取引業者名簿の登録事項のうち、」を証す。

別記様式第三号の五中「第五条の五」を「第五条の四」に改めらる。

様式第九号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 標 識	
免 許 証 番 号	国土交通大臣、 知事 () 第 号
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 理 者 氏 名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号()

35cm以上

30cm以上

備 考

本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

別記様式第九号を次のとおり改める。

様式第十号（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票 この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所における業務の内容を表示しています。			
免 許 証 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事		
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
代 表 者 氏 名			
商 号 又 は 名 称			
主たる事務所の所在地	電話番号 () -		
この場所における 業務の内容	業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取 扱 っ た 宅 地	名 称	
	建 物 の 内 容	所 在 地	

40cm以上

35cm以上

備考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
 「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

別記様式第十号を次のとおり改める。

様式第十一号の二（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票（代理・媒介） この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。			
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事（ ）第 号		
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地	電話番号（ ） -		
この場所における 業 務 の 内 容	業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取り扱う宅地 建物の内容	名 称	所在地
売 主	商号又は は名称		免許証 番 号 国土交通大臣 （ ）第 号 知事

45cm以上

35cm以上

備 考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
 「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

別記様式第十一号の二を次のとおり改める。

別記様式第二十七号を次のとおり改める。

様式第二十七号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
届 出 番 号	第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
商 号	
代 表 者 氏 名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号() -
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。	

30cm以上

35cm以上

備 考

- 1 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
- 2 本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

様式第二十八号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票 この標識は、宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出の 主要内容とこの場所における業務の内容を表示しています。			
届 出 番 号		第 号	
届 出 年 月 日		年 月 日	
商 号			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地		電話番号（ ） -	
この場所における 業務の内容	業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取 り 扱 っ た 宅 地	名 称	
	建 物 の 内 容	所 在 地	
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。			

35cm以上

40cm以上

備 考

1. 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
2. 本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
 「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

別記様式第二十八号を次のとおり改める。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十五条の十一の改正規定は、令和七年一月一日から施行する。